

滝川市

子どものいじめ防止基本方針

□基本方針策定スケジュール

5／26(月) 教育委員協議会で原案確認

5／30(金) 市いじめ問題対策連絡協議会にて原案の説明と意見等協議

(意見等提出期日：6月13日)

7／22(火) 市いじめ問題対策連絡協議会にて意見等協議

7／下旬 教育委員会議にて原案の最終確認

7／下旬 市長決裁にて決定→(平成26年8月1日の予定)

制定以降 ホームページで公表・総務文教常任委員会で報告

平成26年8月1日(予定)

滝川市・滝川市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心やからだの健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、いのちや心とからだに重大な危険を生じさせる恐れがあります。

この基本方針は、子どもの尊厳を保持し、学校・家庭・地域住民・行政その他の関係者が相互に連携協力し、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例に基づき、いじめ防止など（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他いじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義等

- (1) 「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、その対象となった子どもが心や体の苦痛を感じているものをいいます。

留意点：一定の人間関係とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、子どもと何らかの関係がある子どもを指します。

※留意点については、北海道いじめ防止基本方針（原案）に示されたものを引用しています。同方針が成案となった時点で、引用又は一部引用を行います。

- (2) いじめに当るか否かの判断については、次のとおりとします。

- ① いじめに当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。
- ② いじめを受けていても、子ども自身が否定する場合があることから、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。

- ③ インターネット上での悪口などは、書かれた子どもがそのことを知らずにいる場合は、苦痛に至っていないケースについても、加害行為をした子どもに対する適切な指導が必要であること。

留意点：子どもの好意から行った行為が、意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合は、厳しい指導だけでなく、行為を行った子どもには悪意がなかったことを十分に踏まえて対応するものとします。

留意点：いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団における、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在により、潜在化したり深刻化したりするものがあります。そのため、いじめの責任を、いじめた側、じめられた側、いじめを容認することとなった集団にだけ求めるものではありません。

2. 基本理念

- (1) いじめの防止などのための対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることから、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを基本として行われなければなりません。
- (2) いじめの防止などのための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら見逃すことがないようにするため、いじめが子どもの心と体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めることを基本として行われなければなりません。
- (3) いじめの防止などのための対策は、いじめを受けた子どものいのちや心と体を保護することが特に重要であり、いじめを受けた子どもに責任はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

留意点: いじめられる子どもに何らかの原因、相応の理由が認められる場合があっても、それによって、いじめてよい、いじめられてよいということではなく、いじめに結び付く原因や理由を事前に取り除き、予防に努めるとともに、発生したいじめに対しては、関係者の相互に連携の下、解消することとします。

3. 市の責務

(1) 市の責務

- ① 市は、学校に通うすべての子どもが、いじめに遭わない、いじめが起きない学校として、安心して過ごすことができるよう、いじめの防止等のための施策を策定し、必要な措置を講じます。
- ② 市は、いじめを早期に発見するための子どもに対する定期的な調査の回数や方法、いじめに係る相談を行うことができる体制の整備や方法等を工夫し、学校として必要な取組を重点化・明確化するよう指導助言を行います。
- ③ 市は、学校に所属する教職員のいじめの問題への資質・能力の向上に向けた啓発資料の配布に取り組むとともに、いじめの問題に対する対応についての校内研修が促進されるよう指導助言を行います。

4. 学校及び学校教職員の責務

(1) 学校の責務

- ① 学校は、子どもが安心して通い、学習・生活することができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取り組みにとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ります。
- ② 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、子どもに将来

の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない環境づくりを図ります。

- ③ 学校は、いじめの早期発見がいじめへの迅速な対応に不可欠であることを理解し、子どものささいな変化・場面であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりをもち、いじめを見過ごしたり軽視したりすることなく、いじめの早期解消に努めます。

(2) 学校教職員の責務

- ① 教職員は、いじめの解決とは、いじめた子どもによる、いじめられた子どもに対する謝罪のみで終わるものではないことから、いじめられた子どもといじめた子どもはもとより、他の子どもとの関係の修復を図り、双方の当事者や周りが好ましい集団活動を取り戻し、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを継続的に進めます。

5. 保護者の責務と子どもの遵守事項

(1) 保護者の責務

- ① 保護者は、子どもの発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、家庭での取組を進める。
- ② 保護者は、いじめを行った子どもに対して、子どもの行った行為に対して厳しい反省を促すとともに、誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなる可能性があることを理解し、保護者として子どもに寄り添い、支える。
- ③ 保護者は、家庭において、子どもに基本的な生活習慣を確立させることや社会生活上のルールやマナーを守ること、してはいけないことはしないなどの規範意識を身に付けさせる。
- ④ 保護者は、子どもの生活の様子に変化や不安を感じる場面があった場合には、学校をはじめ関係機関に相談するなどして、子どもの悩みや不安を受け止め、その解消に努める。

(2) 子どもの遵守事項

- ① 子どもは、自らいじめを受けた場合、また、いじめを見たり聞いたりした場合は、保護者への相談を行うこと、また、学校等のいじめ相談窓口を活用するよう努める。

- ② 子どもは、インターネットを通じて行われるいじめの防止のため、携帯電話等情報通信機器を利用する際、その子どもの保護者との約束事を守るよう努める。

6. 市民及び事業者の責務

(1) 市民及び事業者の責務

- ① 市民及び事業者は、子どもの発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校の教育活動や家庭と連携した地域での取り組みを進める。
- ② 市民及び事業者は、地域において、子どもの様子に変化や不安を感じる場面があった場合には、学校や保護者をはじめ関係団体等に相談・連絡するなどして、子どもの抱える問題の解消に向けた支援を促す。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 滝川市子どものいじめ防止基本方針の策定

- (1) 市は、学校、家庭、地域住民、関係行政機関その他の関係者間の連携により、いじめの問題への対策を社会全体で進め、本市の子どものいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、本市及び市立学校におけるいじめ防止基本方針の策定や組織体制の整備充実、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な運用を明らかにするとともに、これまでのいじめの防止対策の蓄積を生かした、いじめの防止等のための基本方針について定めます。

2. 滝川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- (1) 市は、平成 25 年 9 月 28 日施行された、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「滝川市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止などに関係する機関及び団体との連携を協議するとともに、効果的な啓発活動を行います。
- (2) 滝川市いじめ問題対策連絡協議会の機能については、次のとおりとします。
 - ① いじめの防止などの対策に関わる関係機関及び団体と連携し、取り組みの共有を図るとともに、効果的な啓発について協議を行います。

- ② いじめ問題をはじめ、生徒指導上の課題や地域の子どもたちの健全育成に係る取り組みについて、共有を図るとともに、効果的な啓発について協議を行います。
 - ③ 市において「滝川市子どものいじめ防止基本方針」の策定にあたり、協議を行います。また、滝川市いじめ防止専門委員会と連携し、いじめの防止等の対策について、取り組みの共有を図ります。
- (3) 滝川市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、次の機関・団体から推薦を受けた、8名です。
- 札幌法務局滝川支局
 - 札幌方面滝川警察署
 - 國學院大學北海道短期大学部
 - 滝川市町内会連合会連絡協議会
 - 滝川市民生委員児童委員連合協議会
 - 滝川市 PTA 連合会
 - 滝川市校長会
 - 滝川市保健福祉部

3. 滝川市いじめ防止専門委員会の設置

- (1) 市は、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「滝川市いじめ防止専門委員会」を設置し、いじめの防止などのための対策を実効的に行います。
- (2) 滝川市いじめ防止専門委員会の機能については、次のとおりとします。
- ① 教育委員会の諮問により、「滝川市子どものいじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止の対策の実効的な推進に関する重要事項を、専門的知見から調査・審議を行います。
 - ② 教育委員会の諮問により、学校におけるいじめ事案について、付属機関として調査・審議を行います。
 - ③ 重大事態に対処し、教育委員会が調査を実施する場合に、付属機関として事実関係を明確にするための調査を行います。
- (3) 滝川市いじめ防止専門委員会の委員は、学識経験及び知見を有する者で、大学教授、臨床心理士、人権擁護委員、保護司の4名です。

- (4) 教育委員会は、特別な事項を処理するため必要があると認めるときは、医師や弁護士など特別委員を置くことができます。
- (5) 重大事態の定義については、次のとおりとします。
- ① いじめにより子どものいのちや心と体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

Ⅲ いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめの未然防止

- (1) 子どもの発達の段階に応じて、各教科や道徳において、人の喜びや悲しみを共有し、感性豊かな心を育む教育の充実を図り、社会性や規範意識の高い学校づくりを推進する。

《主な取組》

- 道徳教育推進事業(平成 19 年度～)

道徳の公開授業を実施した道徳教育研究員の実践発表を通して研究成果を教職員に還流・発信(公開授業の実施、授業実践発表会の開催、指導案集の配付)

- (2) 電話・メールによる 24 時間の相談・通報体制を図り、相談者への支援と助言及び学校との情報共有を図ります。

《主な取組》

- いじめ相談電話(平成 18 年度～) ☎0125-23-5272
 - いじめ相談メール(平成 18 年度～) ijime_soudann@city.takikawa.hokkaido.jp
 - 教育相談電話 ☎0125-24-8440(月～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)
 - いじめに関わる通報・相談電話(平成 26 年度～) ☎0125-23-5217
- 担当：滝川市保健福祉部 こどもセンター 家庭児童相談室

- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対するパトロールを実施するための体制の整備を図るとともに、子どもに対する情報モラル教育の充実と保護者に対する啓発を行います。

《主な取組》

- 北海道教育委員会が実施するネットパトロールの情報を受理し、学校が行う実態調査とその適切な子どもへの指導に係る助言
- 各学校による定期的なネット監視業務の実施と適切な子どもへの指導
- 小学校・中学校入学説明会において、保護者へのネットトラブルなどに対する啓発の実施

(4) 教職員の資質向上のための研修会及び情報共有を計画的に実施します。

《主な取組》

- いじめの防止に関する教職員研修講座の実施（平成 19 年度～）
- 生徒指導担当者会議（年 6 回開催）の実施

(5) 学校が実施する自己評価において、いじめの防止などの取組について適正に評価・公表が行われるための必要な支援を行います。

(6) いじめの相談・通報体制及びいじめを受けた子どもの救済制度等について必要な広報その他の啓発を行います。

《主な取組》

- いじめの防止等に関する条例の施行により、いじめの相談・通報体制をはじめ、いじめを受けた子どもの救済制度やいじめを行った子どもに対する指導などについて、リーフレットなどを作成し啓発の実施（平成 26 年度～）
- いじめに関わる相談・通報を電話やメールを活用して発信できるよう、子ども向けの「カード」の配付（平成 19 年度～）

(7) 子ども自身が、いじめに係る相談・通報体制を活用することの啓発を行います。

《主な取組》

- いじめに関わる相談・通報を電話やメールを活用して発信できるよう、子ども向けの「カード」の配付（平成 19 年度～）
- 小・中学校の教室内に相談電話、相談メールを活用できるようポスター掲示及び「カード」の備え付け（平成 25 年度～）

- (8) 学校の児童会・生徒会が、いじめの撲滅や仲間づくりを呼びかける活動やその取り組みを交流する場を開催するなど、子ども自身が主体的な活動ができるよう支援します。

《主な取組》

- たきかわ子ども会議の開催（平成 21 年度～）

- (9) いじめの防止等のための対策について、実施状況を定期的に点検評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行います。

《主な取組》

- いじめ防止対策のための施策事業に係る、事務事業点検評価制度により、外部からの評価を活用して事業の不断の見直しの実施（平成 19 年度～）

2. いじめの早期発見及びいじめの早期解消

- (1) 電話・メールによる相談・通報を受けた事案の迅速な対応と学校に対する支援と助言を行います。
- (2) 学校が、子どもに対して行ういじめに関する質問票（アンケート）調査の実施に必要な措置及び支援を行います。

《主な取組》

- いじめに関する質問票（アンケート）調査（平成 19 年度～）

質問票調査の実施要領を制定し、調査票の自宅持ち帰り方式を採用

- 質問票調査の結果に係る学校の検証内容を基に、「滝川市いじめ防止専門委員会」において報告の義務化（平成 26 年度～）

- (3) 学校における、いじめの防止等のための対策に従事する教職員の配置及び専門的知識を有する者の確保をします。

《主な取組》

- 市立小学校スクールカウンセラーの配置（平成 19 年度～）
- 市立中学校・高等学校のスクールカウンセラー配置
- スクールソーシャルワーカーの配置（平成 20 年度～）

- (4) 学校の教職員が、子どもや保護者、地域住民からのいじめに関する相談を行うことができるよう体制の整備を図ります。

《主な取組》

- 学校は、いじめ防止基本方針を策定し、子どもや保護者、地域住民から相談・通報を受理する体制を作るとともに、その対処にあたり、組織を設置して実効的に推進（平成 26 年度）

- (5) 学校が、子どもの学級づくりや子どものより良い人間関係を形成する能力の育成を図ることができる調査の実施に必要な支援を行います。

《主な取組》

- QU シート及び子ども理解ツール(ホット)などの調査の実施(平成 19 年度)

3. いじめへの対処

- (1) 子どもや保護者、地域住民からいじめに関する相談・通報などを受けた場合は、学校への支援を行うとともに、必要に応じ教育委員会が、自ら調査を実施します。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は、警察署との情報共有と連携を図ります。

《主な取組》

- 「児童生徒の健全育成を推進するための滝川市教育委員会と札幌方面滝川警察署との連携に関する協定書」による情報共有と連携(平成 25 年度～)

- (3) インターネット上の不適切な書き込みに対して、学校との情報の共有を図り、改善に向けて支援を行います。

《主な取組》

- 各学校による定期的なネット監視業務の実施と適切な子どもへの指導に係る助言と支援

- (4) いじめがあったことが確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子どもとその保護者を、学校と連携して支援します。
- (5) いじめを受けた子どもが安心して教育が受けられるよう、学校と連携して、いじめを行った子どもを別室で学習させることや必要に応じて、出席を停止することを保護者に命ずるなどの対応をします。

《主な取組》

- 「滝川市立小学校又は中学校の児童又は生徒の出席停止の命令の手続に関する規則」の適切な運用(平成14年度～)

- (6) いじめを行った子どもに対する指導、又はその保護者への助言を学校と連携して行います。

IV 重大事態への対応

1. 重大事態に係る教育委員会の対応

- (1) 教育委員会は、重大事態に対応し、及び同種の事態の発生防止のため、滝川市いじめ防止専門委員会を活用し、調査を行います。
- (2) 教育委員会は、重大事態の調査を行う場合、また重大事態の調査が終了した場合は、速やかに市長に報告を行います。
- (3) 教育委員会は、重大事態の調査を行う場合、いじめを受けた子どもとその保護者が意見を述べることのできる機会を確保することとします。
- (4) 教育委員会は、重大事態の調査結果の報告を市長に行う場合、そのいじめを受けた子どもとその保護者からの希望があるときは、書面により子どもとその保護者の意見を市長に報告するものとします。
- (5) 教育委員会は、重大事態の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、その調査に係る事実関係、その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

2. 重大事態に係る市長の対応

- (1) 市長は、教育委員会からの重大事態に係る報告を受けた場合において、その対応又は同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、付属

機関を設けるなどの方法により、教育委員会による調査の結果について再調査を行うこととします。

- (2) 市長は、(1) の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、その事実関係やその他の必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

3. 市長及び教育委員会の対処

市長及び教育委員会は、市長が行った調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため、必要な措置を講じます。